

(別紙 8)

計画作成年度	平成 2 4 年度
計画主体	壮瞥町

壮瞥町緊急捕獲等計画

1. 対象鳥獣の種類、実施計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	エゾシカ
計画期間	平成24年度～平成27年度
対象地域	壮瞥町

2. 被害の現状及びこれまで講じてきた被害防止対策

(1) 被害の現状 (平成24年度)

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害数値	
		被害面積(ha)	被害金額(千円)
エゾシカ	水稲	4.7	334
	小麦	4.3	189
	りんご	3.3	2,418
	ぶどう	0.3	14
	キャベツ	0.6	198
	かぼちゃ	7.3	2,923
	たまねぎ	1.5	284
	高級菜豆(大福・花豆)	4.1	437
	甜菜	2.7	134
	小豆	6.4	1,148
	大豆	0.4	42
	スイートコーン	1.3	245
	馬鈴薯	7.5	2,214
	牧草	3.9	142
	計	48.3	10,722
アライグマ	りんご	0.2	118
	キャベツ	0.1	3
	高級菜豆(大福・花豆)	0.3	2
	スイートコーン	2.8	502
	トマト	0.1	172
計	3.5	797	
ヒグマ	—	—	—
カラス	水稲	0.8	82
	高級菜豆(大福・花豆)	1.0	339
	りんご	4.1	2,891
	ぶどう	1.1	122
	スイートコーン	0.2	24
計	7.2	3,458	
スズメ	水稲	0.4	22
	小麦	0.6	40
	スイートコーン	1.0	17
計	2.0	79	

(2) 被害の傾向

<p>壮瞥町の農作物に被害を与えている鳥獣は、エゾシカ、アライグマ、カラス、スズメによるものが主で、特にエゾシカ、アライグマによる被害はほぼ全町に拡大している。</p> <p>ヒグマは、平成21年度に上久保内地区の甜菜畑で目撃されたほか、平成24年度には足跡が複数確認された。</p> <p>このため、有害鳥獣捕獲を実施したり、エゾシカの侵入防止のため電気柵を設置する等の対策を講じているが、被害が減少していないため、関係機関が一丸となって被害対策に取り組む必要がある。</p> <p>【エゾシカ】 農作物の播種期から収穫期までの長期間にわたり町内のほぼ一円に出没し、被害が増加している。有害鳥獣駆除により個体数調整を図っているが、生息数は減少していないと思われる。</p> <p>【アライグマ】 平成20年度に初めて捕獲され、イチゴやスイートコーン、果樹等の被害が増加している。</p> <p>【ヒグマ】 農作物だけではなく、人命の危険も懸念されるため、足跡や糞等が発見された際には、看板設置や巡回強化、広報等を実施している。 平成21年には上久保内地区の甜菜畑（人家付近）に出没し、平成23年度及び24年度にも足跡が糞が発見された。</p> <p>【カラス】 播種直後（豆類やスイートコーン）や収穫期（果樹）に被害が多発している。 また、営巣期には人間や家畜に対し威嚇行為を取る個体が見られる。</p> <p>【スズメ】 水稻の出穂期から収穫期にかけて被害が多発している。</p>

(3) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>これまでの町の有害鳥獣捕獲は、猟友会壮瞥部会に依頼し、一部鳥獣は捕獲実績に応じて報奨金を支出している。</p> <p>また、平成21年度より狩猟免許取得希望者に対し、猟友会が開催する予備講習会の情報提供をしている。</p> <p>平成24年度より壮瞥町鳥獣被害防止対策実施隊によるエゾシカ一斉捕獲活動を実施している。</p>	<p>エゾシカは、主に夜間出没する事から、銃器による捕獲は効果が上がりづらい状況である。</p> <p>また、猟友会員の高齢化による減少が進み、会員の新規育成と捕獲（射撃）技術の伝承が急務となっている。</p>
防護柵の設置等に関する取組	<p>平成21年度から電気柵を設置しており、平成24年度には、町内農業者21名が電気柵を設置し、侵入防止に効果を上げている。</p>	<p>電気柵の購入及び維持には多額の費用がかかるため、負担をどうするかが問題である。</p> <p>侵入防止柵は、地区全体を囲むことが理想であるが、設置や維持管理に費用の負担が大きいのと、地域内での合意形成が得られにくい地区もあるため、設置は難しい状況にある。</p>

3. 取組内容

(1) 緊急捕獲活動に関する事項

①対象鳥獣の捕獲体制

猟友会壮瞥部会への捕獲依頼を引き続き行い、一部鳥獣については捕獲実績により報奨金を支給する。
また、農作物等への被害を防止するため、関係機関と連携し被害を最小限にとどめる。

②活動方法

緊急捕獲等活動は、有害鳥獣駆除許可日である4月1日から許可期間が終了する翌年3月31日までとし、は銃器及びわな（くくりわな）により町内一円（洞爺湖鳥獣保護区を除く。）で捕獲活動を行う。捕獲した個体は肉の一部食用として利活用し、その他の部分は一般廃棄物として処理、又は生活環境に影響を与えない方法で埋設処理する。

③捕獲計画（捕獲目標）

捕獲計画数等の設定の考え方
エゾシカについては、北海道が策定したエゾシカ保護管理計画に基づき、個体数の減少が確認されるまで捕獲を行う。その他の鳥獣については、近年の捕獲実績を考慮して捕獲数を設定する。

対象鳥獣	有害捕獲実績 (21年度～23年度の平均)	捕獲計画数			
		25年度	26年度	27年度	合計（捕獲目標）
エゾシカ	1 2 3	1 8 0	1 8 0	1 8 0	5 4 0

(2) 侵入防止柵の機能向上整備計画

対象鳥獣	整備内容			
	25年度	26年度	27年度	合計
整備計画なし				

4. その他対策の実施に関し必要な事項

特になし

5. その他の留意事項

- (1) 各事業年度ごとに、捕獲計画の達成状況、被害の発生状況等から、対策の効果が得られているか検証を行うとともに、十分な効果が得られていない場合には本計画を見直し、捕獲体制や活動方法の改善等を行うものとする。
- (2) 本計画と壮瞥町被害防止計画、北海道鳥獣保護事業計画及び特定鳥獣保護管理計画の整合性を確保するため、事業の進捗状況に合わせ、必要に応じて本計画及び壮瞥町被害防止計画の見直しを実施するものとする。